

別記様式第3号（第8条関係）

質疑応答書

令和7年12月11日

入札件名 地籍調査支援システム賃貸借契約

質問事項	回答
・保守契約は納入業者と別途締結する理解でよろしいでしょうか？	・ご認識のとおりです。
・動産総合保険は通常の期間の経過と共に受取額が遞減するものでよろしいでしょうか？修理代超過分は賃借人負担でよろしいでしょうか？	・ご認識のとおりです。
・物件の撤去は1箇所（1施設）に纏めて頂いたものをリース会社が引き揚げるという理解でよろしいでしょうか？また、現地データ消去が必要なのか確認させてください。	・撤去については、佐野市都市整備課の執務室にまとめたものを撤去いただくことで想定しています。また、撤去時は納入業者がデータ移行作業を実施いたしますので、データ消去作業は必要ありません。
・栃木県外の自治体より指名停止処分を受けている場合、貴市の入札への参加資格はござりますでしょうか？	・公告に記載の「2 入札に参加できる者に必要な資格」のとおりです。
・納期遅延が発生した場合および納入物件に瑕疵があった場合は、納入業者に責任の所在がありリース会社には責任は無いという理解でよろしいでしょうか？	・リース会社に責任がないと認められるものについては、納入業者による対応となります。

・別紙1記載のハードウェア保守に関しては
納入業者にて対応するとの理解でよろしか
ったでしょうか？

・納入業者のご連絡先（部署名、電話番号）
についてご教示ください。

・ご認識のとおりです。

・受注者決定後にお知らせいたします。

(注)

・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

別記様式第3号（第8条関係）

質疑応答書

令和7年12月11日

入札件名 地籍調査支援システム賃貸借契約

質問事項	回答
<p>・納入期限について、近年のコロナウィルス感染拡大等を事例とした、不測の事態を原因とした納期遅延が発生した場合、指名停止や違約金等発生することなく、納期延長等の協議に応じていただけますでしょうか。また本件機器の納入責任は貴市指定の国土情報開発(株)にあるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・納入期限は仕様書のとおりです。ただし、佐野市の賃貸借契約約款（長期継続契約・2者）の第7条2項に該当する場合は、協議によるものとします。また、納入責任についてはご認識のとおりです。</p>
<p>・貴市の契約書案があればご開示ください。また、貴市の契約書案がない、あるいは開示できない場合等においては、落札した際には受注者書式の契約書を使用すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>・佐野市ホームページに掲載しております賃貸借契約書及び約款（長期継続契約・2者）をご確認ください。</p>
<p>・仕様書6.動産総合保険の付保において「(2)賃借人の～免れるものとする。」とあります が、賃貸借期間の経過で減価償却が進むにつれ、保険金額も遞減していく中で、保険事故発生に際し、保険適用されたとしても、その修補額が保険金額を上回った場合、貴市はその差額を負担しないということでしょうか。</p>	<p>・修補額が保険金額を上回った場合の差額については、本市で負担します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・セットアップ上の留意事項のⅡに「ハードウェアには、動産総合保険を付保すること。」とありますが、ソフトウェアには動産総合保険は付保する必要ないと理解してよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおりです。
<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時の物件返還に当たり、貴市にて機器の結線等取り外しの上、取りまとめていただくことは可能でしょうか。また、受注者は物件搬出のみ行うという認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件返還時のデータ移行等の作業は国土情報開発㈱が行いますので、受注者は物件搬出のみお願いいいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時の物件返還、撤去に当たり <ul style="list-style-type: none"> ・市内一か所に集約された物件を撤去するのか ・市内複数箇所からそれぞれ撤去作業を行うのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件は佐野市都市整備課の執務室にまとめておきますので、そちらを撤去いただくことを想定しています。
<p>をお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時の物件返還について、撤去先のエレベーター、スロープ等の有無、及び利用可否をお教えください。また、撤去先は建屋の何階になるのかをお教えください。複数拠点にまたがる場合はそれぞれお聞かせください。 ・契約終了時の物件返還について、撤去作業等を第三者へ委託してもよろしいでしょうか（撤去作業等を弊社では担えないため）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市都市整備課の執務室は、佐野市庁舎の5階東側にございます。庁舎にはエレベーターがございますので、搬出時はそちらをご利用いただけます。 ・問題ありません。

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。